

健感発 0218 第 2 号  
医政地発 0 2 1 8 第 2 号  
令和 2 年 2 月 1 8 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に係る支援について

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について、格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、神奈川県横浜市に所在する港に寄港したクルーズ船において発生した新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者等（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）等に基づき当該患者を入院させるための病床の確保を更に促進することを目的として、下記のとおり当該病床の確保に係る支援を実施することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内の医療機関等への周知をお願いします。

### 記

- 1 対象施設は、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和 2 年 2 月 1 2 日健感発 0 2 1 2 第 4 号・医政地発 0 2 1 2 第 1 号）に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関とする。
- 2 対象となる病床は、感染症指定医療機関における感染症病床以外の病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関の病床であって、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和 2 年 2 月 1 2 日健感発 0 2 1 2 第 4 号・医政地発 0 2 1 2 第 1 号）に基づき、あらかじめ厚生労働省の要請を受けて都道府県等が調整した病床に限るものとする。
- 3 当該病床の確保に要した費用について、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱に基づき補助を行う。
- 4 当該補助事業は、令和 2 年 3 月 31 日までの期間に限るものとする。